# Intellectual The Tokyo Foundation Cabinet No. 10

インテレクチュアル・キャビネット june ○● 1999

# 特集●WTOと日本

# 次期交渉と投資ルール

# 浦田秀次郎

WTO次期交渉は直接投資の環境整備の好機であり、 できるかぎり高水準の投資ルールづくりに貢献することが、 日本政府に強く期待されている。

# サービス貿易交渉

# 岩田一政

水平的な国際的な競争ルールを確立することは、 途上国を含めたエンド・ユーザーの利益を拡大する鍵であり、 日本にとってもきわめて重要である。

# 競争政策 木村 福成

内外差異の除去は政策規律の大原則ではない。 自由化政策や規制緩和と競争政策の関係については、 注意深く議論を組み立てる必要がある。

# 『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策イシューを斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多元的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。 (毎月1日・15日発行)

# WTOと日本

# Intellectual Cabinet No. 10



1999.6.15

# 次期交渉と投資ルール

# 浦田秀次郎早稲田大学社会科学部教授

うらた・しゅうじろう

### [OTW]

World Trade Organization:世界貿易機関。生活向上などを目的として、関税その他の貿易障壁を軽減し、国際貿易における差別的待遇を廃止することをめざして設立された国際機関。1995年1月1日発足。物品の貿易、サービス貿易および知的所有権の貿易関連事項を対象としている。(『経済辞典』有斐閣)

近年、多国籍企業による海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済における重要性を増している。直接投資急増の背景には、情報通信技術の発達によって国際経済活動にかかるコストが低下したことのほかに、直接投資の受け入れによるさまざまな利益を狙って、各国が直接投資に関する規制を自由化したことがある。直接投資は投資資金だけではなく、技術や経営ノウハウを国際間で移転させるという特徴を持つ。直接投資を受け入れることで、資本設備の拡大を通して生産・雇用が増加するだけではなく、技術や経営ノウハウが移転されることから生産性が向上するのである。また、多国籍企業の持つ部品や資金の調達ネットワーク、輸出販売ネットワークなどを利用できるようになることから、効率的な生産や販売が可能となる。

直接投資は以上のような好ましい効果を通して、経済成長に貢献する。実際、近年のアメリカ経済や80年代半ばから1997年の経済危機に至るまでの東アジアの高成長をもたらした一つの重要な要因として、海外からの大量の直接投資を挙げることができる。

# 市場アクセス、最恵国待遇、内国民待遇に関して直接投資にかかわる規制が行なわれてきた

しかしながら、これまで多くの国々は国内企業・経済への悪影響を避けるという理由 で直接投資の流入を制限してきた。直接投資にかかわる規制としては、市場アクセス、 最恵国待遇、内国民待遇に関するものがある。

市場アクセスとは、外資系企業が市場に参入する際の企業設立権のことであり、市場アクセスの制限には、特定の産業分野に対する進出禁止措置が使われる場合が多い。また、最恵国待遇とは、外資系企業に対する措置が国籍に関係なく適用されることだが、実際には、ある特定の国の企業に対してのみ差別的措置が適用されるケースも少なくない。さらに、内国民待遇とは、設立された外資系企業の行動に対する処遇で、内国民待遇が適用されるということは、課税、雇用、輸出入、政府支援などの面において、外資系企業が国内企業と法的に同一の扱いを保証されることである。内国民待遇の侵害は、外資系企業のパフォーマンスに対する規制という形で行なわれる場合が多く、具体的には、事業を行なうにあたって材料や部品などの一定割合を国内から調達することを規定する国内調達(ローカル・コンテント)要求、生産量の一定割合を輸出することを規定する輸出要求、特定技術を移転する義務を負わせる技術移転要求、国内労働者の雇用を促進する雇用要求などがある。

### [直接投資にかかわる規制]

- ①市場アクセス(外資系企業の設立権)の制限 特定の産業分野に対する進出禁止措置など。
- ②最恵国待遇の制限 ある特定の国の企業に対しての み差別的措置を適用すること。
- ③内国民待遇の制限 課税、雇用、輸出入、政府支援な どの面において、外資系企業が 法的に国内企業と同一の扱いを 保証されないこと。事業を行な うにあたって材料や部品などの 一定割合を国内から調達するこ とを規定する国内調達(ローカ ル・コンテント) 要求、生産量の 一定割合を輸出することを規定 する輸出要求、特定技術を移転 する義務を負わせる技術移転要 求、国内労働者の雇用を促進す る雇用要求など、外資系企業の パフォーマンスに対する規制と いう形で行なわれる場合が多い。

# GATT で TRIM 協定が合意され APEC では非拘束的な投資原則が採択された

これまで、直接投資を阻害する規制を削減し、直接投資の活発化を目指して、さまざまな投資ルールづくりがなされてきた。直接投資に関する国際的な取り決めには、二国間、地域、および多国間取り決めがある。GATT(関税と貿易に関する一般協定)ではウルグアイ・ラウンドで直接投資に関する問題が初めて取り上げられ、GATTに違反する貿易関連投資措置についてのみ禁止をするということで合意に達した(TRIM協定)。同協定では、輸入品に対する内国民待遇に違反する貿易関連投資措置と、数量制限の一

# WTO 次期交渉は直接投資環境を整備する好機である。 さまざまな利害対立を二国、地域、多国間レベルで調整することによって できるかぎり高水準の投資ルールづくりに貢献することが 日本政府に強く期待されている。

般的禁止に違反する貿易関連投資措置が禁止されることとなった。前者に含まれる措置としては、ローカル・コンテント要求、輸出入均衡要求などがあり、後者に含まれる措置としては現地生産に関連する製品の輸入を制限する為替規制や現地生産品の輸出または輸出向け販売を制限する国内販売要求などがある。

TRIM協定はGATT違反の貿易関連投資措置だけではあるが、それらを明示的に禁止したことで直接投資の促進につながると考えられることから評価できる。

しかし、出資比率制限、技術移転要求、輸出義務、優遇措置など、GATT違反ではないが投資の流れを歪める措置に関する規律が実現しなかったことで、これを不満とするGATTメンバーも少なくなかった。先進諸国はアメリカを中心としてOECD(経済協力開発機構)において規律水準の高いルールづくり(多数国間投資協定:MAI)に向けて交渉を行なったが、企業中心的なルールに対するNGO(非政府組織)などからの強い反対にあって、交渉は昨年秋に挫折した。

APEC (アジア太平洋経済協力) では非拘束的な投資原則が採択された。非拘束的投資原則では、投資ルールの透明性、最恵国待遇、内国民待遇、企業設立権などの投資を行なうにあたっての基本原則についての保証だけではなく、パフォーマンス要求の最小化、投資誘因措置の限定、紛争処理機能の導入などに関する規定が設けられている。現段階では、拘束力のない投資原則という性格から、各国の投資自由化にあたってのガイドラインとしての役割に限定される。

二国間レベルでは、比較的合意形成が容易なことから投資協定の数は急速に増えているが、それらの内容はさまざまである。

# WTO 次期交渉は投資ルールを作成し 投資環境を整備する好機である

直接投資の誘致が経済成長にとって重要であるという認識が高まり、直接投資規制の自由化およびルールづくりに積極的な国の数が増えている。このような状況のなかでWTOの次期交渉の有力な交渉分野として「投資」が挙げられているが、次期交渉は投資ルールの作成により、投資環境を整備する好機である。投資を促進するにはパフォーマンス規制を禁止するような高水準のルールが好ましいが、MAIの挫折からも理解できるように、先進諸国の間でも企業の行動を優先させ、国家の権限を制限するような投資自由化に対する反対は根強い。したがって、メンバーの多くが発展途上諸国であるWTOでは、市場アクセス、最恵国待遇、投資政策の透明性といった基本的な自由化義務に対する合意を達成できれば大きな前進であると考えるのが現実的であろう。

交渉戦略としては、あまり規律の高くない低水準のルールを提示するのではなく、 高水準のルールから始めて、最終的には基本的な自由化ルールで合意させるという シナリオも考えられる。日本政府に対しては、先進諸国対途上国という形で代表さ れるようなさまざまな利害の対立を二国間、地域、多国間レベルでの調整を効果的 に行ない、できる限り高水準のルールづくりに貢献することが強く期待されている。

### 「TRIM 協定]

GATT 違反の貿易関連投資措置禁止に関する合意。輸入品に対する内国民待遇違反(ローカル・コンテント要求、輸出入均衡要求など)と数量制限の一般的禁止違反(現地生産に関連する製品輸入を制限する為替規制や現地生産品の輸出または輸出向け販売を制限する国内販売要求など)を禁止。

[APEC の非拘束的投資原則] 投資を行なうにあたっての基本原 則(投資ルールの透明性、最恵国待 遇、内国民待遇、企業設立権)の保

遇、内国民待遇、企業設立権)の保証だけではなく、パフォーマンス要求の最小化、投資誘因措置の限定、紛争処理機能の導入などに関する規定が設けられている。

# WTOと日本

Intellectual Cabinet No. 10



1999.6.15

[ファースト・トラック] アメリカにおいて、WTO や NAFTA などの通商協定に関する

国内法案の議会審議に適用される

特別手続き(『経済辞典』有斐閣)

[サービス貿易の4つのモード] 国境を越えるサービス供給、外国 でのサービス消費、現地事務所に よるサービス供給、自然人の移動 によるサービス供給

[ネガティブ・リスト方式] 原則自由化で例外措置のみをリス トアップする方式

# サービス貿易交渉

岩田一政東京大学先学院総合文化研究科教授

いわた・かずまさ

2000年に向けてWTOの次期交渉の準備が進展している。アメリカのクリントン大統領は、まだ議会からファースト・トラックの承認を得ていないが、1999年5月に行なわれた日・米・加・EUの四極貿易大臣会議でもサービスを含めた包括的な次期交渉へのコミットメントが表明された。そこでは交渉期間は3年という限定が加えられている。限られた時間の中でいかに効率的にサービス貿易の自由化を進めるのかが大きな焦点になっており、日本が次期交渉でどのようなイニシアティブを発揮するのか注目される。

# エンド・ユーザーの利益拡大という観点から交渉を進め「ホリゾンタル・アプローチ」を採用することが望ましい

日本としては発展途上国を含めて消費者、サービスのエンド・ユーザーの利益を拡大させるという観点から交渉を進めるべきであり、この目的を実現するためには「ホリゾンタル・アプローチ」を採用することが望ましい。このアプローチは、事前に例外部門を想定することなく分野横断的に、しかもサービス貿易の4つのモード(国境を越えるサービス供給、外国でのサービス消費、現地事務所によるサービス供給、自然人の移動によるサービス供給)にかかわりなく、また国内規制の形態のいかんにかかわらず水平的にサービス貿易自由化の障害を除去しようとするものである。最初にこの言葉が現われたのは1998年7月の四極貿易大臣高級事務レベル会合からである。

ウルグアイ・ラウンドでは「セクトラル・アプローチ」ないしは「リクエスト・オッファー」方式が採用され、部門別、個別項目別の交渉が行なわれた。また、自由化の約束表でも、どの分野に内国民待遇や市場アクセスをコミットするかを各国が記入する「ポジティブ・リスト」方式が採用された。しかし、この方式では各国の譲許内容がどこまで交渉参加国の利益になるかが明瞭ではない。これに対して「ホリゾンタル・アプローチ」では「ネガティブ・リスト方式」(原則自由化で例外措置のみをリストアップする方式)の採用を求めることになる。包括的な方式を採用することによって交渉参加国は、交渉から得られる利益を容易に判別することが可能になり、譲許した内容の透明性が高まり、しかも新たな分野も自動的にカバーされることになる。

# 投資・人の移動のルールづくり、競争のルールづくりには 水平的なアプローチが必要不可欠

「ホリゾンタル・アプローチ」を必要とする理由はいくつかある。まず第1に、投資・人の移動(とりわけビジネスマン)のルールづくり、競争のルールづくりには水平的なアプローチが必要不可欠であること。第2に、ウルグアイ・ラウンドの積み残し案件であるセーフガード、補助金、政府調達は、個別的、部門別アプローチよりも水平的なアプローチを採用することがふさわしいこと。第3に、電子商取引のように新たな問題は水平的なアプローチを採用することが適切であること。

第4に、国内規制に基づく障害を除去するに当って「相互認証」を活用する場合には、 個別的なアプローチよりも包括的な国内規制「同等性」の相互認証を行なう「ホリゾン

# WTO次期サービス交渉で、

財・サービスを含めた水平的な国際的な競争ルールを確立することは、 途上国を含めたエンド・ユーザーの利益を拡大する鍵であり、 日本にとってもきわめて重要である。

タル・アプローチ」の採用が有益であること。EU域内におけるプロフェッショナル・サービス自由化交渉でも、1984年の包括的な「同等性」認証原則の採用がサービス貿易自由化を大きく促進させた。第5に、国内規制の個別的な内容に立ち入ることなく競争、透明性、客観性といった大きな原則のもとで、多様性を認めつつ国内規制をより合理的、効率的なものに改めるルールつくりが求められていることである。

# 多国間の水平的な競争のルールづくりは 日本にとってきわめて重要である

日本にとって多国間の水平的な競争のルールづくりはきわめて重要である。なぜならば、まず第1に、グローバリゼーションの進行によって世界市場における独占、寡占の問題が発生しているからである。すでに航空機では、国際的な戦略的提携に基づく大型合併と競争法との整合性が問題になっており、情報通信の分野でも、一人勝ちのマイクロソフトやAT&T-BTの戦略的提携など独占力悪用のリスクが生じている。

第2に、現地におけるエッセンシャル・ファシリティが介在するサービス(情報通信、航空サービスなど)では従来、二国間の取り決めによって競争ルールを維持しようとしてきたが、かえってエッセンンシャル・ファシリティを保有する既存の独占企業の市場支配力を強める結果をもたらした。多国間の競争ルールの確立を目指した第一歩は、テレコミュニケーション基本文書ならびに付属文書であり、賛否両論はあるものの、少なくともこの文書が多国間の競争のルールづくりのモデル合意としての革新性を持っていることは確かである。

第3に、GATSの枠組みでは内国民待遇と市場アクセスの区別が不明瞭だったことである。無差別原則の徹底という立場から見ると、内国民待遇は外国企業と国内企業の間での無差別原則の適用を意味しており、市場アクセスは既存の企業(しばしば国営の独占企業であることが多い)と新規参入企業の間での無差別原則の適用とみることが可能である(ただし、GATS条文、約束表では、市場アクセスは無差別の数量制限の禁止と読むことが正しい)。この解釈を採った場合、市場アクセスは新規参入問題を扱うのであるから、競争法のルールで律することが正しい方法である。すなわち、外国企業の新規参入者に国内の競争法の内国民待遇を適用することが適切である。

財の貿易におけるアンチ・ダンピングも競争法のルールを外国企業に適用すべきである。サービス貿易では現地の事務所がサービス供給を行なうこともあるので、財の場合よりもいっそう競争法を適用することが適切である。本来、アメリカではアンチ・ダンピングも競争法も、不正な取引について同じ「略奪価格」基準から出発したが、国内保護主義の影響でアンチ・ダンピング法は「内外価格差」というおかしな基準で不正な取引を定義するようになったのである。WTO次期サービス交渉で、財・サービスを含めた水平的な国際的な競争ルールを確立することは、発展途上国を含めた消費者、エンド・ユーザーの利益を拡大する鍵なのである。

[エッセンシャル・ファシリティ] essential facility:独占的に提供されている施設、機能、処理、サービスのうち、競争相手がサービスを提供するためのインプットとして「必要不可欠なもの」であり、かつ競争相手が経済的または技術的にこれを複製することができないもの(『経済辞典』有斐閣)。

### [GATS]

General Agreement on Trade in Services: サービス貿易に関する一般協定。ウルグアイ・ラウンドで締結された多角的貿易協定の一つ。1995年1月発効。

# WTOと日本

Intellectual Cabinet No. 10



1999.6.13

# 競争政策

木村福成 慶應義塾大学経済学部助教授

きむら・ふくなり

筆者はWTO(世界貿易機関)新ラウンドに大いなる期待を寄せており、またそのなかで日本は枢要な役割を果たすべきと考えている。しかし競争政策に関しては、国際的なコンヴァージェンス(政策収斂)に関する経済学的論拠、あるいは発展途上国に対する適用可能性に関する議論が尽くされていないので、拙速は禁物と考える。

# 経済制度のコンヴァージェンスを 政策規律の大原則の1つとみなすことはできない

競争政策のハーモナイゼーション(政策調和)は、従来からOECD(経済協力開発機構)の場で議論されてきた。そこではまず、輸出カルテルなどの貿易政策と競争政策の接点に存在する問題についての議論がなされ、さらにEU(ヨーロッパ連合)における制度のコンヴァージェンスの影響を受けながら話し合いが持たれてきた。そこでの結論は、合併規制にかかわる認可基準や垂直的非価格制限なども含む全面的なコンヴァージェンスは先進国間でも難しいということであった。その後、WTOでも「貿易と競争政策の相互作用に関する作業部会」が設けられ、WTOの基本原則と競争政策との関連性などについて議論が行なわれているが、交渉新分野として競争政策がWTO新ラウンドに組み込まれるかどうかは微妙な情勢にある。しかし、今年のPECC(太平洋経済協力会議)とAPEC(アジア太平洋経済協力)においては競争政策が一大テーマとして取り上げられることになっており、一気に注目が集まる可能性もないとはいえない。

競争政策のコンヴァージェンスをWTOで議論するのであれば、次の3点に十分留意する必要がある。

第1は、WTOの基本理念との関係である。WTOの政策規範の基礎となっているのは、「外外差別の除去(最恵国待遇)」と「内外差別の除去(内国民待遇)」である。この2つの規範は、理論的には例外もありうるが、大筋では資源配分の効率性を高めるための大原則として、大半の経済学者が受け入れるところとなっている。さらに進んで問題となるのが「内外差異の除去(経済制度のコンヴァージェンス)」である。これを効率性の観点から正当化されうるものであるかのごとく議論する向きもあるが、決していつでも適用可能な原則とみなすことはできない。たしかに経済制度を国際間で共通化したほうが便利な場合もある。外国の制度のほうがすぐれているならば、積極的に自らの制度を改めていくことも求められる。しかし、各国の経済制度は固有の文化的背景のもと、歴史的経緯の中で形成されてきたものであり、経済制度の国際間の多様性に一定の評価を与えることも必要である。その意味で、「内外差異の除去」を政策規律の大原則の1つとみなすことはできない。われわれは、問題ごとに個別に、コンヴァージェンスのコストとベネフィットを検討して判断すべきである。競争政策についても「内外差異の除去」が含まれるのであるから、綿密な分析が必要である。

# 市場の歪みが異なっていたり経済制度が違っていれば 最適な競争政策も異なってくる可能性がある

第2に、貿易その他の自由化政策と競争政策は、両方とも市場の競争環境を整える政 策として類似のものであるかのように取り扱われることが多い。しかし、背景にある経

[第一の留意点] 「内外差異の除去」を政策規律の大

[WTO の政策規範の基礎] 外外差別の除去(最恵国待遇) 内外差別の除去(内国民待遇)

原則の1つとみなせないこと。

# 競争政策のコンヴァージェンスをWTOで議論するのであれば、 内外差異の除去は政策規律の大原則の1つではないことを確認したうえで、 自由化政策や規制緩和と競争政策の関係について 注意深く議論を組み立てる必要がある。

## [第2の留意点]

貿易その他の自由化政策と競争政 策では、その背景にある経済学上 の論理構成が大きく異なっている こと。

[第3の留意点]

規制緩和と競争政策の関係についても、注意深く議論を組み立てる 必要があること。

[先進国と途上国の競争政策] 先進国の競争政策については、国際的な枠組みでのハーモナイゼーションを進めるべきだが、途上国については競争政策整備の緊急性をもう1度検討すべきであり、整備される競争政策の内容も十分に確認する必要がある。 済学上の論理構成は大きく異なっている。自由化政策を考える際のベンチマークは、 レッセフェールで効率性が確保される標準的ミクロ経済モデルである。したがって原則 的には、政策をはずして市場に任せればよいとの政策的処方箋が導かれる。それに対し 競争政策は、すでに市場の歪みが存在しているモデルを出発点とし、その歪みを政策で いかに相殺するかが問題となる。放っておくと市場が失敗してしまうので、政府がそれ を積極的に打ち消す政策をとらなくてはならないのである。したがって、市場の歪みが 異なっていたり経済制度が違っていれば、最適な競争政策も異なってくる可能性がある。 また、モデルの設定の仕方によって最適な政策対応が変わってくることも考えられる。 第3に、規制緩和と競争政策の関係についても、注意深く議論を組み立てる必要があ る。アメリカなどの先進国においては、強力に進められる民営化、規制緩和のバックアッ プとして競争政策強化が位置づけられた。規制緩和によって、できるかぎり市場原理を 活かす経済体制を構築するのであるが、市場に任せきりだと生じてくる可能性のある競 争上の問題についての手当てとして競争政策を用いたのである。それに対し、最近の途 上国をめぐる議論では、競争政策と称して民営化・規制緩和の議論も同時になされる傾 向がある。競争環境の整備という一見普遍的原理を持ち出して、競争政策に規制緩和を 含めて議論することは、途上国の国内政策の幅を著しく狭めてしまう可能性がある。

# 発展途上国にとっての競争政策整備の緊急性を もう1度検討すべきである

先進国の競争政策については、企業活動が国際化し、M&Aやグローバル・アライアンスの形成が活発化するなか、国際的な枠組みでのハーモナイゼーションを進めるべきである。貿易・投資における市場アクセスの問題も、競争政策で対応すべき側面を含んでいる。しかし発展途上国に関しては、十分な検討を行なったうえで話を進めるべきである。まず、途上国にとっての競争政策整備の緊急性をもう1度検討すべきである。競争政策整備は、タイやインドネシアのIMF=世銀改革プログラムにも組み込まれるなど、緊急性を持った経済環境整備の一環とみなされている。この背景には、制度のコンヴァージェンスに対するナイーヴな信仰と、市場アクセスの保証を望む先進国企業の意向がある。しかし、その他の政策とのシークエンシングを十分に考慮しなければならない。モノの貿易の自由化やサービス、投資などに関する国際的取り決めが先に進めば、当面の大半の問題は競争政策がなくても自動的に解決するかもしれない。

また、整備される競争政策の内容も十分に確認する必要がある。国内市場が狭く開放度の高い発展途上国では、市場占有率と競争排除行為の関係が先進国とは異なっている可能性が高い。国有・国営企業や対内直接投資企業の取り扱いも微妙なものを含んでいる。幼稚産業保護の余地を残しておくことも大切である。さらに、行政に関わる裁判制度が未発達な国では、競争政策が政争の道具となる危険性もあり、運用にも気を配る必要がある。WTOで競争政策のルールづくりを行なうのであれば、その場の雰囲気に流されずに地に足をつけた議論を展開すべきである。

# 「政策会議 | 議事録から

# 失業と雇用対策

「インテレクチュアル・キャビネット」の定例「政策会議」(毎 月1回)では、現状の政策に対するチェックや、高密度な政策 論議が行なわれています。以下は、去る6月7日(月)の「政 策会議」での議論の一部を編集局が再構成したものです。

△ 失業率が2カ月で4.8%を記録し、雇用情勢はかなり厳し い。非自発的失業者(115万人)が自発的失業者(108万人)を 上回り、対前年同月比で雇用が39万人減少しているという量 的後退に加えて、常時雇用者減(63万人)を臨時雇用者増(23 万人)で補うという質的後退がみられるからだ。また、世帯主 の失業率が3.4%に達し、35-44歳男性の失業率が対前年同 月比で0.9ポイント上昇していることも生活不安を引き起こす 原因になっている。

企業のリストラを反映して、今後も非自発的失業増と雇用減 は進むとみられる。また、世帯主・中高年の失業率が上昇す ると、それを補うために主婦や学生が労働市場に参入するよう になって労働供給が増加する結果、失業率がいっそう高まると いう労働市場の下方スパイラルに陥る危険性がある。さらに、 有効求人倍率や非自発的失業者のデータでは、労働市場の下方 屈折点は1998年3/4月頃とみられるが、それが再び悪化して 2番底に陥る危険性もある。

- 政府の対策として雇用調整助成金の拡充が取り沙汰されて いる。しかし、一部に対する補助金は他の人の雇用を奪うことに なるし、すべての人に対する補助金は市場を歪めることになる。
- 雇用対策をパッチワークでやるのか市場政策でいくのか という議論があるが、少なくとも公的直接雇用は疑問だ。
- ▶ 企業はこれまで不況期にも過剰雇用をかかえていた。そ れは将来に対する高い成長期待があったから、合理的な企業行 動だったといえるが、現在は状況が違う。
- もちろん、必要に迫られてリストラを断行している企業 もあるが、リストラばやりだからという理由でリストラをして いる企業も少なくないのではないか。そもそも大企業はリスト ラしているのだろうかという疑問もある。
- 日本の労働市場は「短期余剰・中期不足」といわれてい るが、転換点はいつ頃だろうか。
- G─供給側に関しては2005年頃が屈折点だといわれている が、その時点で需要構造がどうなっているのかはわからない。
- Ⅱ─若年層の失業率増加の原因としては、①スネかじり失業、 ②バブル時以降の不本意な就業からの排出圧力などが考えられ るが、景気が悪くなっても彼らの失業率が増えるということを 考えると、若年層の労働ビヘイビアに何らかの構造的な変化が あるのかもしれない。

# Intellectual Cabinet BOARD

●メンバー (50 音順) ●サブリーダー ●リーダー

浅見泰司 伊藤元重 大田弘子 篠原総一 田村次朗 中馬宏之 香西 泰 島田晴雄 岩田一政 北岡伸一 清家 篤 竹中平蔵 池尾和人 本間正明 吉田和男 田中明彦 伊藤隆敏 浦田秀次郎 榊原清則

# 研究事業部から

当財団は運輸大臣の許可を受けて、 平成11年5月28日をもって、東京財団 (英語名: The Tokyo Foundation) と名 称変更いたしました。国際研究奨学財 団 (GFRS) という名称は、設立後、日 が浅かったにもかかわらず、多くの 人々に認知されはじめていただけに、

今回の名称変更はチャレンジングな試 みでしたが、21世紀に向けて大きく飛 躍し、東京から世界に向けて情報を積 極的に発信していくという姿勢を明確 にするために、あえて「東京財団」と いう名称にした次第です。

当研究事業部は新しい名称のもとで、

これまで同様、グローバルな視点に 立って、日本の多元的な政策プロセス づくりに貢献することを目指して、こ れまで以上に積極的に情報提供を図っ ていきたいと考えています。皆様の変 わらぬご支援・ご協力をお願いいたし ます。 (T)

船橋洋一

若杉隆平

### Intellectual Cabinet No.10

1999年6月15日発行 (毎月1日·15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 1999 The Tokyo Foundation

# 発行 東京財団研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル10階 TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439

URL: http://www.gfrs.or.jp

発行人 竹中平蔵

編集人 堀岡治男 編集協力 中田雅与

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社